

山梨県公報

第五十二号

令和元年

十一月二十五日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………三七七

公告

○県政功績者……………三七七

○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害……………三七八

○山梨県告示第百二十九号の二の公布公告……………三七八

○山梨県告示第百二十九号の三の公布公告……………三七九

○山梨県告示第百三十二号の二の公布公告……………三七九

企業局

○山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………三七九

告示

山梨県告示第百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和元年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。
令和元年十一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町長沢字唄坂八番地先から 北杜市高根町長沢字唄坂四番一地先まで	旧	二一・七 二五・一	六〇・七

山梨県告示第百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和元年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。
令和元年十一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	旧	
北杜市高根町村山西割字大正寺九八六番三 地先から 北杜市高根町村山西割字権現ノ木二六七六 番四地先まで		一三・一 二四・八	四七・五
		一三・一 一八・五	四七・五

公告

県政功績者

山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく令和元年度県政功績者は、次のとおりである。
令和元年十一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	弦間 明	神奈川県横浜市
県議会	石井 脩徳 保延 実	上野原市 甲斐市

新 八・九
二一・七
六〇・七

産業	小俣 精三 金丸 正幸 齋藤 浩 中村 己喜雄 保坂 美吉 渡邊 庄三 廣瀬 和雄 早川 孝雄 石原 有亨 笠松 豊乗 小池 通義 澤登 義之 志村 昭子 高村 照己	上野原市 北杜市 笛吹市 甲斐市 甲府市 富士吉田市 甲州市 笛吹市 中央市 中巨摩郡昭和町 南アルプス市 南アルプス市 甲府市 南都留郡山中湖村
地方自治	小林 利雄 古見 金彌 櫻井 正富 高野 敏彦 高山 泰治 内藤 優 平塚 義 三浦 利雄 三井 猛 渡邊 孝夫 加藤 正藏 樋川 弘文 保阪 茂久 伊藤 重雄 土橋 好江 新田 重治 伊東 春福 中村 昇	南都留郡鳴沢村 大月市 甲府市 南巨摩郡身延町 南都留郡富士河口湖町 西八代郡市川三郷町 甲州市 南都留郡鳴沢村 中巨摩郡昭和町 富士吉田市 南アルプス市 甲府市 甲府市 甲府市 上野原市 甲府市 南都留郡西桂町 北杜市 甲府市

保健衛生	教育文化	田村 仁 樋口 孝男 天野 公夫 清水 正盛 進藤 哲雄 穂坂 一人	笛吹市 中巨摩郡昭和町 甲府市 韮崎市 韮崎市 甲府市
遠藤 一未 大野 博巳 刑部 光太郎 小野 正貴 藤井 康男 安居 尚美 山田 栄一	天野 裕 川村 直廣 吉川 幸枝 櫻林 俊一 高柳 勉	南巨摩郡身延町 大月市 富士吉田市 南巨摩郡富士川町 甲府市 西八代郡市川三郷町 甲府市	東京都国立市 甲府市 笛吹市 都留市 大月市

● 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害
 令和元年十月十二日、上野原市の区域内において発生した令和元年台風第十九号による災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

令和元年十一月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

● 山梨県告示第百二十九号の二の公布公告
 次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
 令和元年十一月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第百二十九号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生届出があつた。

令和元年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
豚コレラ	豚	患畜	二	斐崎市	令和元年十一月十日
		疑似患畜	二		六日

山梨県告示第百二十九号の三の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和元年十一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百二十九号の三

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、豚コレラのまん延を防止するため、家畜等の移動を制限する区域を次のとおり指定する。

令和元年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定区域

イ 区域内での移動を制限する区域

令和元年十一月十六日に豚コレラの患畜が確認された斐崎市内の農場（口において単に「農場」という。）を中心とする半径三キロメートル以内の区域

ロ 区域外への移動を制限する区域

農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域
二 指定家畜等の種類 豚およびいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原

体をひろげるおそれがある物品

三 指定の概要

指定の期間 令和元年十一月十六日から当分の間

山梨県告示第百三十二号の二の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和元年十一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百三十二号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定に基づき、次の区域において豚及びいのししを所有する者に対し、次のように消毒方法等を実施することを命ずる。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 実施の目的 本県における緊急的な豚コレラのまん延防止
 - 二 実施する区域 県内全域
 - 三 実施の期日 令和元年十一月十九日から同年十二月十八日まで
 - 四 実施方法 次に掲げる方法。ただし、同等の効果が認められる方法に代えることができる。
- イ 消毒方法 農場内（施設周囲及び農場敷地内）の消石灰散布
ロ ねずみ、昆虫等の駆除方法 農場内での殺鼠剤及び殺虫剤の散布等

企業局

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十一月二十五日

山梨県公営企業管理者 佐 野 宏

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中

西山ダム発電所電気工作物

電気課管理

西山ダム発電所電気工作物

電気課管理職員

職員

を

保川発電所電気工作物

に改め、

米倉山電力貯蔵技術研究サイト電気工作物

同表ダム水路主任技術者の項に次のように加える。

保川発電所ダム水路工作物

電気課管理職員

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

保安に関する組織機構

(監視・制御)

(ダム水路主任技術者)

管理課

(保守・管理)

- 塩川発電所
- 塩川第二発電所
- 若彦トノネ川湧水発電所
- 深城発電所
- 大城川発電所
- 朝穂豊浅尾発電所
- 重川発電所
- 峽東水道第一発電所
- 峽東水道第二発電所
- 丘の公園太陽電池発電所

(ダム水路主任技術者)

管理課

(保守・管理)

- 野呂川発電所
- 奈良田第一発電所
- 奈良田第二発電所
- 奈良田第三発電所
- 西山発電所
- 湯島発電所

(電気主任技術者)

企業局

(ダム水路主任技術者)

管理課

(保守・管理)

- 広瀬発電所
- 天科発電所
- 下釜口発電所
- 柚ノ木発電所
- 鼓川発電所
- 藤木発電所
- 小屋敷第一発電所
- 小屋敷第二発電所
- 琴川第一発電所
- 琴川第二発電所
- 琴川第三発電所

(電気主任技術者)

施設課

(建設)

- 米倉山実証試験用太陽光発電所
- 西山ダム発電所
- 保川発電所
- 米倉山電力貯蔵技術研究所サイト

総務課

- 印丸、保安管理業務機関を示
- 印丸、保安関連業務機関を示
- 印丸、随時巡回方式を示

別表第二本庁の項中「西山ダム発電所」の次に「保川発電所及び米倉山電力貯蔵技術研究センター」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。